別表第三十三（第七条第二項関係）〔平成23年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成22年	
			4月	10月
平成22年	5月	昭和20年５月２日から昭和20年６月１日までに生まれた者	円 15,050	円 —
	6月	昭和20年６月２日から昭和20年７月１日までに生まれた者	30,050	—
	7月	昭和20年７月２日から昭和20年８月１日までに生まれた者	45,010	—
	8月	昭和20年８月２日から昭和20年９月１日までに生まれた者	59,910	—
	9月	昭和20年９月２日から昭和20年10月１日までに生まれた者	74,760	—
	10月	昭和20年10月２日から昭和20年11月１日までに生まれた者	89,570	—
	11月	昭和20年11月２日から昭和20年12月１日までに生まれた者	104,330	15,050
	12月	昭和20年12月２日から昭和21年１月１日までに生まれた者	119,040	30,050
平成23年	1月	昭和21年１月２日から昭和21年２月１日までに生まれた者	133,700	45,010
	2月	昭和21年２月２日から昭和21年３月１日までに生まれた者	148,320	59,910
	3月	昭和21年３月２日から昭和21年４月１日までに生まれた者	162,880	74,760

別表第三十四（第七条第二項関係）〔平成23年３月までの間に法附則第５条第６項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

法附則第５条第６項第４号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成22年	
		4月	10月
平成22年	5月	円 15,050	円 —
	6月	30,050	—
	7月	45,010	—
	8月	59,910	—
	9月	74,760	—
	10月	89,570	—
	11月	104,330	15,050
	12月	119,040	30,050
平成23年	1月	133,700	45,010
	2月	148,320	59,910
	3月	162,880	74,760

別表第三十五（第七条第二項関係）〔平成23年３月までの間に平成６年改正法附則第11条第７項第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

平成６年改正法附則第11条第７項第３号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成22年	
		4月	10月
平成22年	5月	円 15,050	円 —
	6月	30,050	—
	7月	45,010	—
	8月	59,910	—
	9月	74,760	—
	10月	89,570	—
	11月	104,330	15,050
	12月	119,040	30,050
平成23年	1月	133,700	45,010
	2月	148,320	59,910
	3月	162,880	74,760

別表第三十六（第七条第二項関係）〔平成23年３月までの間に平成６年改正法附則第11条第７項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		平成６年改正法附則第11条第７項第４号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成22年	
			4月	10月
平成	5月	昭和15年５月２日から昭和15年６月１日までに生まれた者	円 15,050	円 —
	6月	昭和15年６月２日から昭和15年７月１日までに生まれた者	30,050	—
	7月	昭和15年７月２日から昭和15年８月１日までに生まれた者	45,010	—
	8月	昭和15年８月２日から昭和15年９月１日までに生まれた者	59,910	—